

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

小学校区を中心としたコミュニティ形成計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

三重県度会郡玉城町

3 地域再生計画の区域

三重県度会郡玉城町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

I. 当町の地域特性を踏まえたコミュニティの在り方や目指す姿の共通認識が持てていない

当町は4つの小学校区に分かれており、各地域においては町内会、消防団、保護者会、PTA等の地縁組織が一定のテーマ性を持った活動を展開しているが、複雑化・多様化する地域課題への対応に向けては、それら組織間が連携し組織横断的に対応していくことが求められる。現状、小学校区まちづくり懇話会等を通じて各地域におけるまちづくりの方向性について協議されているものの、前述した既存の地縁組織の連携を含めた今後の当町全域及び小学校区別のコミュニティ形成の在り方や目指す姿が定められておらず、具体的かつ効果的な活動の創出・展開につなげられていない。

II. 既存の地縁組織の構成メンバーの固定化や移住者をはじめとした新たな構成員の拡充が不十分である

現行の地縁組織（町内会、消防団、保護者会、PTA等）は、それぞれの組織目的や事業テーマに基づき活動を展開しているが、少子高齢化による地域の人口構造の変化や活動範囲・内容が限定的であることから、組織の構成メンバーの固定化や構成員が減少している。また、当町は宅地造成や子育て環境の充実等

を通じて転入者の獲得を進めているが、新規移住者においては町内会等の既存の地縁組織に参加していない方も多く、それら新規移住者が地域と関わりがなく、地域で孤立することも懸念される。実際に、町内全 69 自治区における町内会の加入世帯数は年々減少傾向（平成 20 年 3 月末：81.5%⇒令和 2 年 3 月末：74.9%）している。それら状況から、地域内のつながりの希薄化や多様化・複雑化する地域課題に対応できるコミュニティ活動の組成・展開につなげられていない。

Ⅲ. 持続可能なコミュニティ活動を組成・実行する仕組みが不十分である

多様な人材を巻き込み、地域課題に対応できるコミュニティ形成に向けたテーマや具体的な活動を展開する上での拠点や機能の設定ができておらず、またそれら活動をコーディネートし、牽引するリーダーが不足していることから、持続可能なコミュニティの運営手法の構築やコミュニティ形成リーダーを確保・育成することが必要である。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

玉城町は、伊勢神宮の宿場町として、また熊野古道伊勢路や伊勢本街道が交わる交通の要所として栄えたまちである。当町には、日本最古の天守と言われ町のシンボルである田丸城跡をはじめ、町指定文化財の「玄甲舎（げんこうしゃ）」や街道筋の道標、旧家が住時の姿をとどめているほか、明治 26 年の開業当時の趣きを残す田丸駅等、歴史・伝統文化をテーマとした地域資源を有している。また、当町の産業構造として、第一次産業・第二次産業の就業者比率が全国・三重県と比べて高くなっている（第一次産業：玉城町 7.2%、全国 4.0%、三重県 3.7% 第二次産業：玉城町 33.8%、全国 25.0%、三重県 32.0% ※出所：平成 27 年国勢調査）。第一次産業においては、豊かな自然環境を活かした多彩な農畜産物も生産されており、「玉城産豚」や「玉城産イチゴ」は、ブランド化に向けた取り組みを進めており、第二次産業においては、優良企業の生産工場が設置されており、町外からも多くの就業者が流入している。それら農

業・工業都市の特性を持ちながら、宅地造成等の取組により昼間人口が夜間人口を下回る（昼夜間人口割合 99.8% ※出所：平成 27 年国勢調査）とともに、民間調査「街の住みこち『自治体』ランキング三重県版・2020」（出所：大東建託株式会社）においては当町が県内トップになる等、豊かな自然環境や良好な生活環境の整備による住宅都市の特性も兼ね備えたまちである。

他方、当町の人口動向をみると、平成 27 年の国勢調査結果である 15,431 人までは微増・横ばいで推移していたが、令和 2 年をピークに減少する推計となっており、特に若年層の転出超過や出生率の低迷により、将来的な人口減少や少子高齢化の進展が予測される。これら人口減少や人口構成の変化は、地域経済にも影響を与え、消費市場の縮小だけでなく、深刻な人手不足や、地域経済活動の縮小や地域コミュニティ意識の希薄化等の地域活力の衰退が懸念される。

こうした状況の中、当町では総合戦略に基づき移住促進及び定住人口の増加に向けたシティプロモーション事業として、当町のシンボルマーク「G PLACE」の設定やそれを活用した各種プロモーションを実施するとともに、令和 2 年度～令和 4 年度地方創生推進交付金事業として「関係人口創出・活用事業」を通じた町外に在住しながらも当町のまちの発展に寄与する“玉城ファン”を増加させる取組を進める等、“外からの人の呼び込み”に注力した施策を展開している。

一方、自治区の高齢化及び人口減少や宅地開発による転入人口の増加を背景とし、移住者をはじめとした地域のつながりの希薄化や住民自治による地域課題への対応能力の低下が懸念されており、前述した“外からの人の呼び込み”により獲得した移住者や関係人口の受入体制の充実も見据えた“内の人をつながり”を強化することが求められている。その“内の人をつながり”に向けては、「TMK 未来デザインPJ」を立ち上げ、当町の 4 つの小校区の一つである下外城田地域において、地形模型やアプリ等を活用することで地域の現状や防災情報を地域住民に「見える化」する社会教育プログラム（ミライデザインワークショップ）を実施し、当地域の住民に対する地域理解の促進や郷土愛の醸成につなげている。

現状、これら取組は一部の地域にフォーカスして実施されていることから、今後は実施地域の拡大や活動内容を深化させ、全町的なコミュニティ活動とし

で発展させることで地域住民、移住者、関係人口等が当町と関わりを持ち活躍できるまちづくりにつなげていくことが必要である。

《本事業の目指す将来像》

本事業は小学校区単位で地域住民・移住者・関係人口等が連携したコミュニティ形成を通じて、公的支援だけでは対応しきれない地域課題の解決につなげるとともに、それら多様な人材が地域で居場所と役割を持つことで、郷土愛の醸成や定住人口の定着・維持・増加、住民協働による当町の地域活性化や持続的発展を目指す。

(※小学校区単位でのコミュニティ形成を目指す理由)

昭和の合併で1町3村が合併し玉城町が誕生。当時の小学校が現存し、PTAや農業、様々な分野が小学校区単位で構成されている。それにより小学校区での地域意識が根強く、つながりが強い。しかし各小学校区において、人口動態や社会インフラ及び生活環境等が異なり、捉えるべき地域課題や求められるコミュニティの在り方に違いがある。また、町内にある全69自治区において個別で地域活動を展開しているが、活動内容によっては自治区共通した地域課題や自治区連携により一層効果が発揮されるものもある。そのため、地域の実態に応じた効果的かつ持続可能なコミュニティ形成を図る上では、小学校区単位での検討が必要であると考えられる。

【数値目標】

K P I	事業開始前	2021年度増加分	2022年度増加分
	(現時点)	1年目	2年目
小学校区単位でのコミュニティ活動を通じた地域課題解決事業数 (件)	0	0	4
社会増減数(転入者数-転出者数)(人)	-64	5	5

2023 年度増加分 3 年目	K P I 増加分 の累計
4	8
5	15

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

小学校区を中心としたコミュニティ形成事業

③ 事業の内容

1. コミュニティ形成方針の策定

①コミュニティ形成に係る動向把握

人口動向や社会情勢の変化に伴うコミュニティ形成に係るトレンド把握に向けて、各関連省庁の方針の整理や文献調査、類似自治体の事例調査を実施する。

②各小学校区におけるコミュニティ形成に係る現状分析

各小学校区におけるコミュニティ形成に係る現状・課題分析に向けて、4つの小学校区における地域資源の棚卸し及び住民等アンケート、小学校区別ワークショップ・ヒアリングを通じた住民・団体ニーズ分析を実施する。

③コミュニティ形成方針の策定

「1-①」「2-②」の調査・分析結果に基づき、当町のコミュニティ形成に係る状態定義や各小学校区の地域特性を踏まえたコミュニティ形成

に向けた取組の方向性を設定する。

2. コミュニティ形成事業の試行実施

①コミュニティ形成事業のテーマ設定

当町の地域課題を題材にコミュニティ形成に係る事業テーマを設定する。事業テーマの設定にあたっては、新規移住者のコミュニティ参加促進に向けて、それら方々にとっても必要性が高く、参加しやすい事業テーマを設定することを想定している。なお、当町の地域特性・地域課題を踏まえ、以下の事業テーマを設定するが、コミュニティ形成方針の検討において把握した住民・団体ニーズ等を踏まえて精査するものとする。

■生活支援メニューの開発・提供

地域の高齢者や共働き家庭等、日常生活を営む上でちょっとした支援が必要な方々が地域で安心して快適に暮らせるよう、住民主導の生活支援メニュー（買い物、移動、見守り等のお手伝いやシェアリング）を開発、提供体制を構築する。

■防災意識・地域防災力の向上

地域住民が自身が在住する地域や地域住民について理解を深めるため、地域の地形や災害危険箇所、避難方法、減災に向けた準備等の防災意識の向上及び知識を習得できる機会づくりや避難困難者等に対する地域での支え合いの仕組みづくり（避難困難者の把握・共有、支援者・支援方法の検討等）を行う。

■多様な主体による地域教育の参加促進・郷土愛醸成

地域人材が有するスキル・経験を活かした地域教育の充実に向けて、父親グループによる地域スポーツやアウトドア活動等、子どもに対して地域をフィールドにした多様な体験活動・学習イベントの企画・実施を行う。

■遊休資産の活用促進

当町は持ち家率が県内で最も高く、今後更に増加すること見込まれる空き家の対策に向けて、地域の新規移住者同士やが他の地域住民と気軽に交流できるスペースや移住体験住居等として活用・再生を図る。

②コミュニティ形成事業の試行実施

「2-①」にて設定した事業テーマに基づき、各小学校区においてコミュニティ形成に係る試行事業を実施する。実施にあたっては、コミュニティ形成コーディネーターが中心となって、事業実施プレイヤーの収集・調整、事業運営管理等を行い、地域の関係者と連携しながら試行事業を推進する。

3. コミュニティの運営体制の構築

①コミュニティリーダーの確保・育成

地域活性化起業人や集落支援員等の地域内外からコミュニティ活動をリードする人材（コミュニティ形成コーディネーター）の発掘を行う。コミュニティ形成コーディネーターと連携し、コミュニティ形成事業の伴走型支援を実施することで将来的なコミュニティの自走化につなげる。

②コミュニティの運営方法の設定

「2-②」の実施を通じて抽出された成果や課題等を踏まえ、持続可能なコミュニティ運営に向けた必要機能や運営に必要な経営資源を整理するとともに、その確保方策について検討する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

コミュニティ形成に係るコミュニティ形成コーディネーターの配置を考えており、地域で自主的に活動する主体の育成を前提に事業を進めるものとする。

また、活動費について、本事業は社会的意義が高い取り組みであることから、ソーシャルファイナンス（企業版ふるさと納税、クラウドファンディング等）を積極的に活用していくこと想定している。

さらにまた、本事業にて想定するコミュニティ活動は、当町の地域課題解決につながる公益的要素が強いことから、それら親和性が高い事業については、当町からの委託業務としてや活動費助成を行うことで安定した事業運営につなげることも想定している。

【官民協働】

本事業は地域でのコミュニティ形成につながる多様な事業を組成・展開していく性質があることから、行政、教育機関、医療機関、福祉施設、社会福祉協議会、商工会などの機関に加え、金融機関、小規模事業所、商店、飲食店、各種まちづくり団体やボランティア団体、農業従事者、シニア世代、子育てサークル、移住者、関係人口など、分野横断的かつ多様な主体との連携を通じて効果的な事業展開を図るものとする。

【地域間連携】

当町は町外へ通学・就業している住民が多い住宅都市の特長があり、生活圏は近隣市町を含めた広域に広がっていることから、将来的には伊勢志摩地域（伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会町・明和町）や当地域の生活・産業の基幹道路（通称：サニーロード）周辺の市町（度会町・南伊勢町）等と連携した事業の PR やコミュニティメンバー間の連携を図ることも想定している。

【政策間連携】

本事業においては、地域課題解決をテーマとしたコミュニティ形成を行うことを想定していることから、そのテーマ設定によっては多様な政策との連携可能性がある。

当町の地域課題及び新規移住者が参画しやすいコミュニティ事業のテーマとして、教育政策、福祉政策、防災政策等が想定されるが、本事業の1年目において地域住民や移住者、既存の地縁組織に対するニーズ調査の結果を踏まえて最終的には決定するものとする。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度7月頃に、事業進捗やKPIの達成状況等取りまとめ、町内に設置した外部有識者会議（地方創生会議）で検証を行う。

【外部組織の参画者】

玉城町商工会、三重大学、皇學館大学、百五銀行、連合伊勢志摩地域紀協議会、学校関係者、三重県庁等、当町における地方創生事業に関して知見を有する専門家で構成する。

【検証結果の公表の方法】

町ホームページ掲載し、広く公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 59,000 千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2024 年 3 月 31 日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2024 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5－2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。